

## 議第49号

京都市斎場条例の一部を改正する条例の制定について

京都市斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市斎場条例の一部を改正する条例

京都市斎場条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

12,000 <sup>円</sup>	60,000 <sup>円</sup>
8,000	43,000
4,000	30,000
2,000	

を

15,000 <sup>円</sup>	75,000 <sup>円</sup>
10,000	54,000
5,000	38,000
2,500	

に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提案理由

使用料の適正化を図る必要があるので提案する。